

(仮称) 令和2年11月-12月 感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金について

ページ番号：519706 2020年11月25日

大阪府は、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、大阪府が「第30回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」（令和2年11月24日開催）において実施を決定した、11月27日から12月11日までの間における、大阪市北区及び中央区を対象にした接待を伴う飲食店等に対する休業要請等（以下「要請」）に応じた事業者に対して、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的に、大阪府と共同して、(仮称) 令和2年11月-12月 感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）（以下「協力金」）を支給します。

(仮称) 令和2年11月-12月 感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）の詳細については、決定次第公表いたしますので、今しばらくお待ちください。

協力金の概要

対象者（支給要件）（予定）

次の全ての要件を満たす事業者

- ・ 要請区域内（北区、中央区）に施設（店舗）を有すること
- ・ 対象施設（店舗）を運営しており、令和2年11月27日（金曜日）から令和2年12月11日（金曜日）までの全ての期間、要請を遵守していること
- ・ 対象施設（店舗）において、要請期間終了（令和2年12月11日（金曜日））までに感染防止宣言ステッカーを導入（登録・掲示）していること
- ・ 営業に関する必要な許認可等を取得していること

(注) 接待を伴う飲食店（キャバレー、ホストクラブ等）、酒類の提供を行う飲食店（バー、ナイトクラブ・カラオケ店等、特措法施行令第11条第1項各号に掲げる施設）において、感染防止宣言ステッカーを導入する前は、休業を行っていただく必要があります。

(注) もとものの営業時間が5時から21時である対象施設（店舗）は、本協力金の支給対象外となります。

支給額（予定）

1対象施設（店舗）あたり50万円

申請手続き（予定）

申請手続きの詳細については、決定次第公表いたします。

(1) 受付開始日

12月12日（土曜日）以降、速やかに受付開始

(2) 申請方法

原則、[行政オンラインシステム](#) による申請

(3) 必要書類

- ・ 申請書

- ・ 誓約書
- ・ 営業許可証（写）
- ・ 店舗写真
- ・ 賃貸借契約書（写）（賃貸の場合） など

申請手続きの詳細は、後日（12月上旬頃）改めて本ページでお知らせします。

（参考）必要書類についての補足

申請にあたり、次の3点について、事前にご準備・ご対応いただきますよう、お願いいたします。

（下記の書類以外にも必要な書類がございますので、申請にあたっては後日公表されます申請要項をご確認ください。）

- ・ **要請対象期間（11月27日（金）から12月11日（金）まで）の全ての期間において、有効な飲食店営業許可証**
※ ただし、現在お持ちの飲食店営業許可証の有効期限が令和2年11月30日（月）の場合は、更新後の飲食店営業許可証（令和2年12月1日（火）発効日のもの）をご提出いただきますので、更新手続きをお忘れなきよう、お願いいたします。
- ・ **要請対象期間（11月27日（金）から12月11日（金）まで）の全ての期間において、全日休業または営業時間短縮（5時から21時まで）を行ったことを表す写真など**
例1：休業または営業時間短縮に関するお知らせのビラを対象施設に貼り付けしている写真
例2：休業または営業時間短縮に関するお知らせを、対象施設のホームページやSNSなどで、広く一般の利用客向けに発信している画面のスクリーンショットの画像
※ 実際に貼り付けしていることや発信していることが確認できない場合（画像データだけの場合など）は、資料として無効となりますのでご注意ください。
- ・ **大阪府感染防止宣言ステッカーの導入**
※ 12月11日（金）までにステッカーを導入されていない対象施設において、営業時間短縮を行われていた場合は、協力金の支給対象外となりますので、ご注意ください。
また、接待を伴う飲食店（キャバレー、ホストクラブ等）、酒類の提供を行う飲食店（バー、ナイトクラブ・カラオケ店等、特措法施行令第11条第1項各号に掲げる施設）においては、ステッカーを導入する前に、営業時間短縮を行われた場合、協力金の支給対象外となりますので、ご注意ください。
（ステッカーを導入する前においては、休業を行っていただく必要があります）

問い合わせ先

令和2年11月26日（木）まで

電話番号：06-6615-3769（9時から17時30分まで）

令和2年11月27日（金）から

電話番号：06-6655-0711および06-6655-0820

（月曜日から土曜日、9時から17時30分まで）

（注）日曜日及び祝日は対応しておりません。ただし、11月29日（日曜日）は9時から17時30分まで対応しております。年末年始の対応については、後日、このページでお知らせします。

大阪府の休業（営業時間短縮）要請について

詳細は大阪府ホームページ（第30回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議）[□](#) をご覧ください。

問い合わせ先

休業要請等コールセンター：06-4397-3268（平日9時30分～17時30分）

※ただし、11月28日（土）及び11月29日（日）は開設（9時30分～17時30分）

※開設時間等については変更になる場合がございますので、最新の情報については大阪府にてご確認ください。

イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請

【今回追加する要請】

● 施設について

- ① 区域 大阪市北区、大阪市中央区（別紙のとおり）
- ② 期間 11月27日～12月11日
- ③ 実施内容（特措法第24条第9項に基づく）

| 対象施設 | 要請内容 |
|--|--|
| <p>接待を伴う飲食店（キャバレー、ホストクラブ等）、政令対象※の酒類の提供を行う飲食店（バー、ナイトクラブ、カフェ等）</p> | <p>業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーを導入）していない施設</p> |
| <p>その他の酒類の提供を行う飲食店（居酒屋等）</p> | <p>遵守（導入）している施設</p> |
| <p>休業を要請</p> | |
| <p>営業時間短縮（5時～21時）を要請</p> | |
| <p>営業時間短縮（5時～21時）を要請</p> | |

※ 特措法施行令第11条第1項各号に掲げる施設

●対象区域

➤ 大阪市北区、中央区

【別紙】

